

3月17日、13時30分より支社会議室において「申」31号、32号、34号、36号～38号について組合側幹事と会社側幹事による事前審理を行いました（申35号は業務委員会開催済み）。

会社は、申33号「京都・新大阪間で発生した沿線火災に関する申し入れ」（2015年1月28日申入）のみ業務委員会を開催（4/1）するとし、その他の6件の申し入れに対して主に「付議事項に該当しない」との理由で業務委員会の開催を拒否しました。以下はその時の主なやり取りです。

「申」第31号「鳥飼車両基地の井戸掘削」に関する追加申し入れ（2015年1月14日申入）

1. 鳥飼車両基地内の井戸掘削に関する現在の工事の進捗状況を明らかにされたい。
2. 昨年末から工事を一時中断し、掘削した工事箇所（1箇所）に直径10cmほどの蓋がしてあり、1月13日から工事が再開している。蓋をしていた穴は試験掘りのために掘削したものなのか明らかにされたい。
3. 試験掘りの掘削工事ならば、掘削した深さ、試験した項目、内容、試験結果を全て明らかにされたい。
4. 農薬など汚染の影響を受けていない地下水は地下200メートル以上の深さが必要であると言われていたが今回、汲み上げ予定の井戸の大きさや深さはどの程度の規模なのか明らかにされたい。
5. 仮に地下200メートル以下の井戸水ならば、どのような調査内容、使用可能との判断基準による判断なのか明らかにされたい。
6. 新設井戸と現行の給水設備（水槽）間の距離が約1km程あるが、新たな給水設備を設置する計画なのか明らかにされたい。
7. これまでの給水設備（水槽）は、廃棄することを考えているのか明らかにされたい。
8. 現在、営業列車に運用する列車へ給水している「水」は工業用水なのか上水なのか明らかにされたい。
9. 今回、井戸からくみ上げる地下水の活用法において井戸水と上水の二重系統を図っていきたいと説明しているが、現在、列車のトイレ・洗面所の給水には工業用水を使用した二重系統になっている。二重系統との回答は地下水と工業用水のことなのか明らかにされたい。
10. 周辺の地下水・地盤沈下のデータから計画による地盤沈下の恐れはないと判断しているが、集積したデータはどの範囲（計測場所）を何年の年数をかけて調査した数値なのか明らかにされたい。
11. 完成後もモニタリングをしていくとしているが、モニタリング地点は何か所あるのか。またその箇所を明らかにされたい。
12. 地下水質調査には環境基本法第16条に基づく調査が行われると思われるが

環境基準に定められている28項目の水質汚濁の項目・基本値が一つでも明らかになった場合は即、工事を中止し白紙撤回するべきである。会社の見解を明らかにされたい。

- 1 3. 環境省による地下水質調査の調査区分は地域を選定して行う「定点方式」ではなく、地域全体（市街地では1～2km、周辺地域では4～5km）の調査を行う「ローリング方式」での調査が適切であると考えている。会社の見解を明らかにされたい。
- 1 4. 「災害が発生して給水が絶えてしまったら輸送の確保が出来ない」と説明しているが、阪神淡路震災時に摂津市からの給水異常で上水が途絶えた事実があったのか明らかにされたい。
- 1 5. 現在の水道使用量は何トン/日なのか。また毎月の茨木市、摂津市へ支払っている水道の使用量と水道料金を明らかにされたい。
- 1 6. 井戸掘削工事の今後の具体的な予定を明らかにされたい。

《 議論内容 》

会社：付議事項に該当しないため業務委員会は開催しない。

組合：納得できない。

組合：進捗状況はどうなってるのか。

会社：昨年9月30日の工事着工以来、本施工するための工事を行ってる。細かい部分は全てお知らせできる類いのものではない。

組合：規模はどれぐらいか。

会社：工業用水法で示されてる基準に基づいて行っている。

組合：給水設備についての予定はどうなってるのか。

会社：現時点ではそれらも活用していく予定。

組合：新設する施設との併用か。

会社：そうである。

組合：工業用水は大阪府が供給している、三島浄水場から北摂地域の企業に供給している企業名に会社の名前が載っていないが何故か。

会社：今回の申し入れにはなかった。

組合：大阪府が説明する資料には昭和54年から地盤沈下対策がされたと書いている。そういった歴史があって工業用水が整備された。今回問題となっている井戸問題の地盤沈下については過去、問題が発生していて自治体もそういう認識があるということである。

会社：何か問題が発生すれば自治体と協議する考えである。

組合：モニタリングの場所ははっきりしているのか。

会社：今後固めていく予定。

組合：何カ所か。

会社：複数の箇所。

組合：環境基本法で水質の厳しい規則がある。そういったものが発見されたら工事を即中止して頂きたい。

会社：仮定の話になるが、関係法令を遵守して適切に対処する。

組合：水質は定期的に検査するのか。

会社：水質調査は自治体、行政がおこなうもの。どういう方式かは行政側の判断。

組合：阪神淡路大震災時に給水が止まった事実はあったのか。

会社：周知の事実としてあった。

組合：自治体に支払ってる水道料はいくらか。

会社：茨木に支払ってる事実はない。摂津市には年間22万立方メートル（上水）使用して支払ってる。

組合：それが井戸によって軽減されるのか。

会社：二重系化とする。我社は、一日750立方メートルを取水する予定。。因みに摂津市は、一日12000立方メートル汲み上げてるそうである。

組合：今後の予定は。

会社：現場で逐次、お知らせしていく。

組合：井戸関係は3つめの申し入れであるが、今後も問題点あれば申し入れる。

以上

「申」第32号「パンタグラフ「舟体誤取り付け」の対策に関する申し入れ

(2015年1月14日申入)

1. 昨年5月17日に発見されたパンタグラフ「誤取り付け」に関して、発生以降も国土交通省には報告していないのか明らかにされたい。
2. 報道によると「正常に取り付けられていないまま走行するのは安定輸送の面から好ましくはない」と国土交通省のコメントが載せられている。1月5日の報道以降、国土交通省から「誤取り付け」に関する国交省への報告要請はあったのか明らかにされたい。
3. 1月5日のマスコミの報道記事によると、「同じ会社が新幹線の保守作業で二度目の大きなミスをしたことは看過できない」と専門家がコメントしている。このコメントについての見解を明らかにされたい。
4. 該当の車両は「誤取り付け」後の6回の定期検査で発見されないまま12日間の営業運転を行った。
 - ①「誤取り付け」を行ったといわれている作業の現場には管理者が立ち会っていたのではないのか。明らかにされたい。
 - ②管理者が立ち会っていたにも関わらず、「作業ミス」が発生してしまったことに対する会社の見解を明らかにされたい。
 - ③当日の作業時間を含む作業をする環境には問題はなかったのか会社の見解を明らかにされたい。
 - ④当該の作業者が作業時間に追われるなど作業に集中出来ない環境にあったのではないのか。会社の見解を明らかにされたい。
5. パンタグラフ「誤取り付け」については作業者の注意力のみに頼ることよりも、誤取り付けが発生しない抜本的な具体的対策が必要であると考え。会社としては、具体的対策を検討する考えはないのか。会社としての見解を明らかにされたい。
6. 専門家からは「作業の頻度が少ないのなら、作業に不慣れな人が多く、ミスが発生しやすいという前提に立った対策を取るべきだ」「逆に取り付けた場合の危険性をJR自体も認識しているなら、接合部の構造を改良するなど見直す余地はあるはず」と指摘している。これはヒューマンエラーの前提に立った意見であり、逆向きの取

り付けが不可能となるボルト位置の変更などの接合部の構造的に改良することが必要である。会社の見解を明らかにされたい。

7. 昨年5月17日の発見以降、5月5日の舟体取り替え作業時に撮影した写真と5月17日に誤取り付けが発見された時の写真が撮影されているにも関わらず、今だに作業した本人や現場の社員にも明らかにされていない。再発防止の観点から写真は公開するべきである。会社の見解を明らかにされたい。

《 議論内容 》

会社：申52号で充分、議論しているので重複して開催する考えはない。

組合：納得できない。

組合：中日新聞の記事を持参した。三面記事に出ている。国交省からの報告の要請はないのか。

会社：事柄についてはお知らせしている。国交省への報告義務が課せられてるものが定められてる。今回のものは該当しないが経過の報告については行ってる。

組合：報告の具体的対策としての報告は行ってる事柄はあるのか。

会社：対策、方法は行ってる。

組合：我々は係員の注意力のみに頼ってる部分があるという意見は言ってる。機械的に反対に着かないようにしたほうがいいという抜本的な対策が見えない。ヒューマンエラーはあり得るものとして対策取るべき。学者からも指摘がされてる。

会社：ハード面、ソフト面での今の対策で充分である考える。スキルアップ訓練で理解は得られていると考えている。

組合：当日反対に着いていたとする写真が明らかになっていない。

会社：スキルアップ訓練で写真を見せている。

組合：確認する。285km運転になってるので、会社としての抜本的対策をするべき。

組合：関わった社員が複数名いるが、処分が出たとは聞いてない。そういった意味では原因究明をやってるのかと考える。

会社：復帰教育は行った。しかるべき措置かと。

以上

「申」第34号「鳥飼車両基地の見学会」に関する申し入れ（2015年1月28日申入）

1. これまで行っていた鳥飼車両基地の見学会の目的は何か明らかにすること。
2. この間、見学会を中止していたのはいつからか。また中止していた理由を明らかにすること。
3. 今回の「見学会」を開催しようとした目的、理由は何か明らかにすること。
4. 車両基地側から、摂津市内の6つの小中学校に見学会の打診を行ったとのことであるが、いつ、どこの学校にどのように打診したのか具体的に明らかにすること。また、その責任者は誰か明らかにすること。
5. 「車両基地側から打診があった」とのJRのコメントであるが、関西支社、本社は「記念事業」に関係していないのか。明らかにすること。
6. 仮に「記念事業」であるなら隣接する茨木市、摂津市、吹田市の小中学校にも打診するべきであるとする。会社の見解を明らかにすること。

7. 摂津市の教育委員会は「これまで要望を無視してきて一転しての唐突間が否めない。市教委を通さず、学校に直接コンタクトを取ったのも疑問だ」とコメントしているが、これまでの見学会は市教委に打診していたのか明らかにすること。
8. 学校に直接打診するだけで、摂津市自治体に説明せずに「記念事業」を開催しようとした根拠を明らかにすること。
9. 会社からの説明もなく学校から報告を受けた摂津市からは、どのような連絡があり、会社としてどのような対応をしたのか明らかにすること。
10. 見学会は摂津市と係争中となっている「鳥飼車両基地の井戸掘削」の問題で、市民、自治体の関係者との感情の問題になるとは考えないのか。会社の見解を明らかにすること。
11. 見学会を中止していた理由は「安全面」であるとのことであるが会社の見解を明らかにすること。仮に「安全面」ならその問題は克服したのか明らかにすること。
12. 昨年末、鳥飼車両基地内の会社施設内での労働組合の集会に参加するために申請した社員の参加人数を会社は「安全面」「セキュリティ」を理由に制限した。今回の見学会の「安全面」との関係で部外者を施設内に入れることには制限がないのか。会社の見解を明らかにすること。
13. 今後、見学会を開催する場合は、各学校に直接打診しているが、今後も関係自治体には説明しないのか。会社の見解を明らかにすること。
14. 小中学校の見学会は、子供たちのためにも是非、開催するべきであると言える。今後、関係自治体との関係を良好に保ち、毎年定期的に見学会を開催するべきである。会社の見解を明らかにすること。

《 議論内容 》

会社：付議事項に該当しないため開催しない。

組合：納得できない。

会社：非常に残念である。摂津市の教育委員会からご指摘が入った。

組合：中止するまで行なっていた見学会の目的は何か。

会社：地域の方に新幹線、鳥飼基地の目的とかを知っていただくために子供さん対象に行なっていたもの。大規模な基地内の工事があったため、大型車の出入りもあり中止をした。

組合：工事が終わって直ぐに再開すれば良かった。何故この時期にするのか。

会社：安全第一を考えてる。

組合：6つの小中学校に打診を行ったが、どのように打診したのか。車両基地側からとなっている。

会社：現場のイベントのひとつ。

組合：4つの職場があるが主にどの職場が中心で行ったのか。

会社：仕業検査車両所が集約してやってる。訪問等をやっていた。

組合：支社、本社は関与してないのか。

会社：事柄は承知していたが、主体は現場。

組合：これまで市の教育委員会には打診せずに直接、学校に連絡を取っていたのか。

会社：今回については50周年の計画について直接連絡した。

組合：今まで通りのやり方でコンタクトを取ったという事か。

会社：適切に行った。

組合：教育委員会のコメントは「教育委員会を通さずに直接、学校に連絡したことが問題」と言ってる。今までのやり方ではないという主張である。

会社：教育委員会のご主張は分からないが、適切に行ってる。

組合：係争中の裁判がネックになってる。裁判が終わるまでは再会しないのか。

会社：50周年の特別企画で発意した。やれば良かったと思う。今後については分からない。

組合：「安全面」は克服したということか。

会社：工事の安全面は克服した。東海道新幹線の安全面、セキュリティに関することは変わらない。広く門を開けるというものではないと思われる。

組合：我々の職場集会について「安全面」を主張していた。部外者を招くのはよくて社内の社員の労働組合の参加を咎めようとしたことに矛盾がある。

会社：セキュリティを確保する上で管理者が手薄だった。社外、社内に関わらず部外者には変わりがない。見学会開催を行うときには適切な管理者を確保するであろう。

組合：一日に入る生徒数の制限、基準はあるのか。

会社：適切な人数である。

組合：子供たちに新幹線を利用してもらいたい、地域との関係も良好に保つ努力を要請する。早い時期の再開を希望する。

以上

「申」第36号「タイガー警備保障株式会社への出向に関する申し入れ」

(2015年2月6日申入)

1. タイガー警備保障を出向先とした根拠を明らかにすること。
2. 出向規程第2条からすれば、関連会社ではないタイガー警備保障を出向先とすることに整合性も合理性もなく、規程違反と受け止められる。会社の見解を明らかにすること。
3. タイガー警備保障への出向を中止して、関連会社への出向に変更すること。

《 議論内容 》

会社：簡易苦情処理会議で議論した内容であり業務委員会を開催しない。

組合：納得できない。

組合：先日、会社との間で多田さんの苦情に関する事前審理を開催した。そこでは団体等の「等」になると言ってる。

会社：「関連会社または団体等」がひとつの言葉。

組合：タイガー警備はその「等」になるという会社の見解か。

会社：はい。

組合：苦情の窓口も言ったと思うが、我々は関連会社でもない団体等の等でもないという考えである。

会社：出向規程第2条に、「会社の命により、関連会社又は団体等（以下「出向先」という）に勤務することをいう」と定義付けされてる。出向先とは何かとなると、この一つのもの「関連会社又は団体等（以下「出向先」という）」の言葉を示す。よって関連会社でもない団体でもないというのはあたらない。タイガー警備は「関

連会社又は団体等」に含まれる会社であり今回の出向は出向規程に違反するものではないと考える。

組合：関連会社の規定付けは、簡易苦情処理会議で会社の別の委員が説明していた。タイガー警備は関連会社ではないということははっきりしている。では団体の位置づけを説明されたい。

会社：「関連会社又は団体等」が一つの言葉。

組合：「団体」の意味を説明されたい。

会社：国交省に出向するとかもある。

組合：宗教団体も団体である。団体が付けば何でもいいのか。

会社：そうかも知れない。労働して対価を得るような会社が基本かと。

組合：はっきりしてない。はっきりしなければ業務委員会を開催しないといけない。

会社：「関連会社又は団体」の「等」である。

組合：協約にも書いてる。疑義、解釈の違いがあれば業務委員会を開催しないとけない。

会社：「関連会社又は団体等」に準ずるものである。

組合：業務委員会を開催しないなら団体交渉を追求する。

会社：出向規程は全社一律のもの。そこに疑義があれば本社、本部間が基本。

組合：協約の出向協定の部分に、「詳しいことは出向規程による」と書かれている。規程の話ではなく協約をめぐっての話であり、解釈の違いがあるため業務委員会を開催すべき。

会社：協約を結んでるのは本部、本社間である。疑義を生ずる余地はないと思う。

組合：苦情処理会議の開催を拒否しているが、それこそ開催すべきである。これは協約をめぐっての問題である。

会社：苦情処理会議を拒否したのは、疑義を生ずる余地はないという理由。

組合：今の議論のように団体に含まれるのかどうかという議論になるはず。

会社：団体は複数名が組成しているものとか、辞書を紐解いて頂ければ分かるかと。では会社名を示せとか、一覧を示せというのは無理がある。

組合：それでは際限なく広がっていく。そこは労使間で歯止めをかけるべきだ。枠組みを作って問題が生じないようにするべき。そのために苦情処理会議、業務委員会を開催すべき。

会社：「関連会社または団体等」のくくりの中で準ずるものとして「等」を使ってる。

組合：極めて曖昧な表現だ。「関連会社」と表現したり「団体」と表現したり「等」を付いたり、会社のやりたいように表現されてる。こういった問題が発生してることで、出向規程の条文を訂正したり運用を議論するべき。

会社：地方でご意見させてもらうものではない。

以上

「申」第37号「パンタ関係作業確認者認定制度の実施」に関する申し入れ (2015年2月23日申入)

1. なぜ今「認定制度」を実施するのか目的を明らかにすること。
2. パンタグラフの作業責任者である確認者は今まで「認定制度」で認定されずに何ら問題なく業務を行ってきた。突然、何が問題となったのか明らかにすること。

3. 作業責任者の確認者に認定が必要な理由を明らかにすること。
4. 「パンタ関係作業確認者認定制度要領」の制度はいつどこで定められたのか。またそこには何が定められているのか全て明らかにすること。
5. 重要作業については今後も教育が計画されているが、「認定制度」の確認はこれらの教育・訓練と重複しないのか明らかにすること。
6. 「認定制度」の対象者は、仕業・申告班社員及びにパンタグラフ関係作業の確認者に指定される社員とあるが、大阪交番検査車両所の社員は対象なのか明らかにすること。
7. 知悉度確認では「パンタ関係13項目の中から出題する」とあるが、仕業・申告では行わない作業からも出題するつもりなのか明らかにすること。
8. 「認定制度」で確認者に認定されない社員（新入社員、転勤者など）は、現在の「作業員」などのパンタ関係のいっさいの作業にも従事させないのか明らかにすること。
9. 技能確認の対象作業において、3項目の作業を指定しているが、何故「重要作業ポイント集記載のパンタ関係作業13項目」全てを指定しないのか明らかにすること。
10. 認定を受けるまでの間、指定した項目を満たす場合は「みなし認定」として作業に従事出来るとし、その有効期間が平成28年3月31日までとあるが、なぜ1年以上の長い期間としているのか明らかにすること。
11. 今後、パンタグラフの作業時の確認者は認定された社員が作業を行うが、認定されていない社員しかおらず、対応できない場合はどうするのか明らかにすること。
12. 検修作業全体の重要作業は85項目、その内の大阪仕業検査車両所では13項目あるが、今回の「認定制度」のような制度を85項目、または13項目の作業へも拡大し実施するのか明らかにすること。
13. 大阪修繕車両所の操縦担当者は「ヒューマンエラー」「運転事故」防止のために運転業務に集中するための準備・体制が必要であり、直ちにパンタグラフ作業の認定が必要であるとは考えられない。よって操縦資格者に対しては「認定制度」対象者から外されたい。
14. 「認定制度」の対象者を仕業・申告班社員及びパンタグラフ関係作業の確認者に指定される社員とあるが、会社側の恣意的な考え（組合差別的に）によって認定することが無いようにすること。
15. 今後の「認定制度」のあり方に対する会社の考え方を明らかにすること。

《 議論内容 》

会社：業務として行なってるものなので開催しない。

組合：納得できない。

組合：目的は何か。

会社：パンタの落失事故などは会社として重大な認識である。パンタ関連作業の事故、作業ミスを撲滅するため確認者の知識と技量を持ち合わせているかどうかを確実に確認することは会社の責務である。信頼性をいっそう向上するため。

組合：切り欠きを逆につけたときに管理者が立ち会っていた。管理者が認定者だったのか。管理者も今回の認定者の制度にあてはまるのか。

会社：作業に直接従事する確認者。

組合：「パンタ関係作業確認者認定制度要領」はいつどこで定められたのか。
会社：要点を絞ったものを掲出している。
組合：規程のようなものではないのか。
会社：周知するのは掲示の方が分かりやすいので掲示している。
組合：要領は見せてもらえるのか。
会社：開示はしない。会社の運用などが定められているので。
組合：教育上必要なら見せてもいいのでは。テストの問題なども載ってるのか。
会社：そこまでのものでもない。
組合：何ページものか。
会社：数ページ。
組合：現場の社員はその存在も今回の掲示で初めて知ったと言ってる。いつどこで誰が作ったのか。
会社：新幹線鉄事も同じ施策をやってる。車両検修課などで作成した。
組合：以前からあったものではないはず。
会社：認定制度の今回作成した。
組合：これも国交省にも報告してるのか。
会社：報告の義務はない。教育の一環としてあるということは伝えてると思う。
組合：求める社員がいたら開示をするべき。
組合：訓練と認定制度とは重複しないのか。
会社：重複しないようにする。
組合：交番検査の社員は対象か。
会社：一部の社員が対象。運転台担当とか特修班とか。
組合：交番車両所の中で認定の作業を確認するのか。
会社：はい。
組合：知悉度確認は13項目の中からの出題か。
会社：「パンタ関係13項目の中から出題する」とあるが、それ以外からの質問もあるだろう。
組合：認定されていない社員はパンタ関係の作業に就かせるのか。
会社：しかるべく時期が来て認定がされてからの作業になる。
組合：技能確認の対象作業において、どうして3項目の作業に絞るのか。
会社：13項目の技能を確保することを担保するために、作業の頻度やエラー発生の可能性を考慮して3項目に選定している。
組合：有効期間が平成28年3月31日までとあるが、なぜこんな長い期間か。
会社：みなしの認定期間の準備期間として定めたもの。
組合：今後は拡大する予定か。
会社：現時点で決まってるものはない。
組合：修繕の操縦担当者は外すべき。
会社：大修両は構内操縦と修繕業務の混み運用としてやってる。今月は操縦、来月は修繕ということもある。可能性がある以上は認定を受けて頂きたい。
組合：認定制度の中で組合所属の差別はないようにされたい。
会社：所属組合によっての区別はしない。
組合：今後、他の作業への拡大はあるのか。
会社：未定です。

「申」第38号「組合掲示板設置を求める申し入れ」(2015年3月9日申入)

1. 京都駅における組合掲示板設置を早急に便宜供与すること。

《 議論内容 》

会社：設置を求めるのは協約の手続きをふんで頂きたい。申し入れで設置すること書いてるが、違うと。組合掲示板の設置については、全社統一的な基準に基づいて判断している。それに応じて判断して頂きたい。京都駅においては統一的な基準を満たしていない観点からこれまでも設置してない。

組合：統一的な基準の内容は、明確にどこにも定めてない。このことは本部でも各地方でも組合の見解は変わらないと思う。今回の申し入れは、現場の便宜供与を支社が現場を指導して設置するように求めたものである。それが一人であろうと二人であろうと組合員がいるということで協約に則った対応をするべき。

会社：本社、本部間でも議論してきて、職場に5人以上いることと、掲示スペースに余裕がある場合に設置している。

組合：基準があるというなら議論して作ればいい。